

しておくことを指示した。

- (9) 原災本部は、文部科学省が平成23年6月3日に行った積算線量推計の結果、計画的避難区域外である伊達市等において本件事故発生後1年間の積算線量推計値が 20 mSv を超えると推定される地点が局所的に存在することが判明したことから、同月16日、このような地点を「特定避難勧奨地点」とし、同地点については政府として一律に避難を指示したり、産業活動を規制したりするような状況ではないものの、放射線の影響を受けやすい妊婦や子供のいる家庭に対して注意喚起、避難の支援や促進を行うこととする方針を発表した。これに基づき、同月30日、伊達市の一部（104地点、113世帯）が、同年7月21日、南相馬市の一部（57地点、59世帯）が、同年8月3日、南相馬市の一部（65地点、72世帯）が、同年11月25日、伊達市の一部（13地点、15世帯）及び南相馬市の一部（20地点、22世帯）が、それぞれ特定避難勧奨地点に設定された。（乙C22、23の1及び2、23の4ないし6）
- (10) 原災本部及び一審被告東電は、平成23年7月19日、ステップ1の目標を概ね達成したことを確認し、原災本部は、同年8月9日、「避難区域等の見直しに関する考え方」（乙C108）を公表し、同年9月30日、前記(8)イの緊急時避難準備区域の解除を指示した。（乙C21、乙G92）
- (11) 原災本部及び一審被告東電は、平成23年12月26日、ステップ2の目標達成と完了を確認し、これにより本件原発の安全性が確認されたとして、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（乙C25）を示し、それ以降、順次、警戒区域及び避難指示区域を、帰還困難区域（長期間、具体的には5年間を経過しても年間積算線量が 20 mSv を下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が 50 mSv 超の地域）、居住制限区域（現時点からの年間積算線量が 20 mSv を超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減す

る観点から引き続き避難を継続することを求める地域)及び避難指示解除準備区域(現在の避難指示区域のうち、年間積算線量が20mSv以下となることが確実であることが確認された地域で、当面の間は引き続き避難指示が継続されるが住民の一日でも早い帰還を目指す地域)に見直した(以下「本件見直し指示」という。))。

3 福島県内の市町村の状況

(1) 双葉町(帰還困難区域の原告番号71, 79, 80)の状況

双葉町は、本件指示1により、一部が避難指示区域、その余が屋内退避区域とされ、本件指示2により、全域が避難指示区域とされ、本件指示4により、全域が警戒区域に指定された。

そして、本件見直し指示により、平成25年5月28日、双葉町の一部が避難指示解除準備区域に、その余が帰還困難区域に見直された。

(2) 浪江町(居住制限区域の原告番号91, 92, 93)の状況

浪江町は、本件指示1により、太平洋側の一部が屋内退避区域とされ、本件指示2により、ほぼ半分が避難指示区域とされ、本件指示3により、本件原発から半径20km以上30km圏内の地域が屋内退避区域とされることとなり、避難指示等の対象とされていないのは川俣町寄りの一部分のみとなった。さらに、本件指示4及び本件指示5により、浪江町はその全域が警戒区域又は計画的避難区域とされた。

そして、本件見直し指示により、平成25年4月1日、浪江町は、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に見直され、平成29年3月31日、居住制限区域及び避難指示解除準備区域が解除された。(乙G146)

(3) 南相馬市(緊急時避難準備区域の原告番号23, 24, 47, 48, 49, 70, 74ないし76, 77, 78, 135ないし137, 避難指示解除準備区域の原告番号40ないし44, 72, 特定避難勧奨地点の原告番号73)

の状況

ア 南相馬市は、本件指示1により、小高区南部の一部が屋内退避区域とされ、本件指示2により、小高区の全域及び原町区の一部が避難指示区域とされ、本件指示3により、原町区のうち本件原発から半径20km圏内を除いた地域及び鹿島区の一部が屋内退避指示区域に含まれることとなった。さらに、本件指示4及び5により、本件原発から半径20km圏内が警戒区域に指定され、本件原発から20km以遠の区域が計画的避難区域又は緊急時避難準備区域とされ、これにより、南相馬市内は、小高区の全域と原町区の一部が警戒区域とされたほか、その余の一部が計画的避難区域又は緊急時避難準備区域とされた。その後、緊急時避難準備区域は、平成23年9月30日に解除された。

イ 南相馬市は、前記のとおり、平成23年3月16日、同市に居住する住民に対して一時避難を要請するとともに、その一時避難を支援した。同市は、屋内退避区域の指定が解除された同年4月22日、避難していた住民に対して、自宅での生活が可能なる者の帰宅を許容する旨の見解を示した。このように南相馬市は、全域が一審被告国又は南相馬市による避難指示等の対象とされたため、中間指針追補において、自主的避難等対象区域とはされていない。また、原町区及び鹿島区の一部について、平成23年7月21日以降、142地点、153世帯が特定避難勧奨地点に設定されたが、特定避難勧奨地点の設定は、いずれも平成26年12月28日に解除された。

ウ 南相馬市の警戒区域及び避難指示区域は、平成24年4月16日、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に見直されたが、平成28年7月12日をもって、南相馬市の一部にされていた居住制限区域及び避難指示解除準備区域は解除された。

(4) 川内村（緊急時避難準備区域の原告番号114, 115, 119, 120,

121, 122) の状況

ア 本件指示2及び本件指示3により、川内村全域が避難指示区域又は屋内退避区域とされた。さらに、本件指示4及び5により、川内村は、その全域が警戒区域と緊急時避難準備区域とされた。このうち緊急時避難準備区域は、平成23年9月30日に解除された。

その後、本件見直し指示により、川内村は、平成24年4月1日、その一部が、避難指示解除準備区域及び居住制限区域とされた。

イ 川内村においては、平成23年8月3日、その一部(1地点1世帯)が特定避難勧奨地点に設定された。これは、平成24年12月14日に解除された。

ウ そして、平成26年10月1日に、川内村の避難指示解除準備区域が解除され、居住制限区域が避難指示解除準備区域に見直された。その後、同区域のうちの一部が平成28年6月14日に、その余が同年10月1日に解除された。

(5) 檜葉町(避難指示解除準備区域の原告番号98ないし100, 113)の状況

ア 本件指示2により、檜葉町は、一部を除いて、ほぼ全域が避難指示区域とされた。本件指示3により、檜葉町の全域が、避難指示区域又は屋内退避区域とされた。さらに本件指示4及び5により、檜葉町の大半が警戒区域とされ、その余は緊急時避難準備区域とされた。緊急時避難準備区域は、平成23年9月30日に解除された。

イ 檜葉町については、平成24年8月10日に警戒区域が避難指示解除準備区域に見直され、平成27年9月5日に解除された。

(6) 広野町(緊急時避難準備区域の原告番号123)の状況

本件指示2により、広野町の北部の一部が避難指示区域とされ、本件指示3により、その余が屋内退避区域とされた。そして、本件指示5により、広野

町の全域が緊急時避難準備区域とされた。

緊急時避難準備区域は、平成23年9月30日に解除され、広野町は避難指示等対象区域でなくなった。

- (7) いわき市（自主的避難等対象区域の原告番号13ないし18, 27ないし31, 36ないし39, 53, 54, 58, 59, 126ないし128）の状況

いわき市は、本件指示2の時点において、避難指示区域及び屋内退避区域の範囲外とされていたが、本件指示3により、いわき市の北部の一部が屋内退避指示の対象区域に含まれることとなった。その後、本件指示4及び5がされたが、いわき市は、これらの避難指示等の対象とはならなかった。また、いわき市において特定避難勧奨地点とされた地点はなく、いわき市は、中間指針追補において自主的避難等対象区域とされた。

- (8) 伊達市（自主的避難等対象区域の原告番号10ないし12）の状況

伊達市は、平成23年3月11日以降、避難指示等の区域指定の対象とされていない。ただし、伊達市では、一部について、同年6月30日以降、117地点、128世帯が特定避難勧奨地点と設定され、いずれも平成24年12月14日に解除された。（乙C23の1ないし3）

伊達市は、中間指針追補において自主的避難等対象区域とされた。

- (9) 郡山市（自主的避難等対象区域の原告番号1ないし3, 8, 9, 50ないし52, 60ないし63, 65, 81ないし84）の状況

郡山市は、平成23年3月11日以降、避難指示等の区域指定の対象とはされておらず、特定避難勧奨地点とされた地点もなく、中間指針追補において自主的避難等対象区域とされた。

- (10) 田村市（自主的避難等対象区域の原告番号25, 26）の状況

ア 田村市は、本件指示2により一部が避難指示区域とされ、本件指示3により一部が屋内退避区域とされた。

そして、本件指示4及び5により、一部が警戒区域とされ、一部が緊急時避難準備区域とされたが、緊急時避難準備区域は平成23年9月30日に解除された。

イ 田村市は、平成24年4月1日、警戒区域が避難指示解除準備区域とされた。この避難指示解除準備区域は、平成26年4月1日に解除され、これにより、田村市は避難指示等の対象から外れることになった。

ウ 田村市のうち避難指示等対象区域を除いた区域については、中間指針追補において自主的避難等対象区域とされた。

- (11) 福島市（自主的避難等対象区域の原告番号4，5，32ないし35，55ないし57）の状況

福島市は、平成23年3月11日以降、避難指示等の区域指定の対象とはされておらず、特定避難勧奨地点とされた地点もなく、中間指針追補において自主的避難等対象区域とされた。

- (12) 本宮市（自主的避難等対象区域の原告番号94ないし96）の状況

本宮市は、平成23年3月11日以降、避難指示等の区域指定の対象とはされておらず、特定避難勧奨地点とされた地点もなく、中間指針追補において自主的避難等対象区域とされた。

4 中間指針等の策定

本件事故により避難を余儀なくされた住民や事業者、出荷制限等により事業に支障が生じた生産者などを迅速、公平かつ適正に救済する必要があることから、一審被告国（文部科学省）は、平成23年4月11日、原賠法18条1項に基づき原賠審を設置した。原賠審は、同条2項2号に基づき、「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」として、次の(1)ないし(5)の中間指針及びその追補（以下、これらの指針及び追補を個別に指すときは(1)ないし(5)の表題により「中間指針」、「中間指針追補」のようにいい、(1)ないし

(5)の指針及び追補を併せて「中間指針等」という。)を策定した。

(1) 中間指針(乙C1)

平成23年8月5日付け「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」

ア 対象区域

以下の区域を政府等による避難指示等の対象区域(避難指示等対象区域)と定義した。

(ア) 避難区域

(イ) 屋内退避区域

(ウ) 計画的避難区域

(エ) 緊急時避難準備区域

(オ) 特定避難勧奨地点

(カ) 一時避難要請区域(南相馬市が、独自の判断に基づき住民に対して一時避難を要請した区域である。)

イ 避難等対象者

以下の者を避難等対象者と定義した。

(ア) 本件事故が発生した後に対象区域内から対象区域外へ避難のための立退き及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた者(ただし、平成23年6月20日以降に緊急時避難準備区域(特定避難勧奨地点を除く。)から同区域外に避難を開始した者のうち、子供、妊婦、要介護者、入院患者等以外の者を除く。)

(イ) 本件事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を余儀なくされた者

(ウ) 屋内退避区域内で屋内への退避を余儀なくされた者

ウ 賠償の対象とすべき精神的苦痛の内容

少なくとも、(ア)・(イ)については、自宅以外での生活を長期間余儀なくさ

れ、正常な日常生活の維持及び継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛を、(ウ)については、行動の自由の制限等を余儀なくされ、正常な日常生活の維持及び継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛を、賠償の対象とする。

エ 賠償の内容

避難費用のうち生活費の増加費用と合算した一定の金額をもって精神的損害の損害額と算定することが合理的である。

第1期（本件事故から6か月間）について

一人当たり月額10万円を賠償額の目安とし、避難所等において避難生活をした期間は、月額12万円を目安とする。

第2期（第1期終了から6か月。但し、警戒区域等が見直される等の場合には、必要に応じて見直す。）

一人当たり月額5万円を賠償額の目安とする。

第3期（第2期終了から終期まで）

今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて損害額の算定方法を検討する。

(2) 中間指針追補（乙C1の2）

平成23年12月6日付け「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」

ア 対象者

福島県内の市町村のうち、避難指示等対象区域を除く一部区域（自主的避難等対象区域）に居住していた者（自主的避難等対象者）。自主的避難等対象区域は、本件原発からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、自主的避難者の多寡などを考慮の上、定めることとされた。

イ 賠償の対象とすべき精神的苦痛の内容

(ア) 放射線被ばくへの恐怖や不安により自主的避難等対象区域内の住居から自主的避難を行った場合

- ① 自主的避難によって生じた生活費の増加費用
- ② 自主的避難により、正常な日常生活の維持及び継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
- ③ 避難及び帰宅に要した移動費用

(イ) 放射線被ばくへの恐怖や不安を抱きながら自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合

- ① 放射線被ばくへの恐怖及び不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持及び継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
- ② 放射線被ばくへの恐怖及び不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用

ウ 賠償の内容

自主的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期（平成23年4月22日頃まで）の損害として一人当たり8万円を目安とする。

このうち妊婦及び子供については、本件事故から平成23年12月末までの損害として、一人当たり40万円を目安とする。

(3) 中間指針第二次追補（乙C1の3）

平成24年3月16日付け「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」

中間指針第二次追補においては、中間指針の「対象区域」のうち、警戒区域及び計画的避難区域については、平成24年3月末を目途に、新たな避難指示区域（避難指示解除準備区域・居住制限区域・帰還困難区域）の設定が

されることを踏まえて、第2期の期間を避難指示等対象区域の見直しの時点まで延長した上、同時点から終期までの期間を第3期とし、第3期につき、以下のとおりの考えを示した。

① 新たな避難指示区域内（避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域）に住居があった者について

ア 避難指示解除準備区域

一人当たり月額10万円を賠償額の目安とする。

イ 居住制限区域

一人当たり月額10万円を賠償額の目安とし、概ね2年分としてまとめて一人240万円を請求することができる。

ウ 帰還困難区域

一人当たり600万円を賠償額の目安とする。

② 緊急時避難準備区域

一人当たり月額10万円を賠償額の目安とする。

③ 特定避難勧奨地点

一人当たり月額10万円を賠償額の目安とする。

また、中間指針第二次追補においては、平成24年1月以降に関する自主的避難等対象者の自主的避難に係る損害につき、以下のとおりの考えを示した。

少なくとも子供及び妊婦については、個別の事例又は類型毎に、放射線量に関する客観的情報、避難指示区域との近接性等を勘案して、放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準に合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となる。その場合において、賠償すべき損害及びその損害額の算定方法は、原則として第一次追補の損害項目で示したとおりとし、具体的な損害額については、同追補の趣旨を

踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて合理的に算定するものとする。

(4) 中間指針第三次追補

平成25年1月30日付け「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第三次追補（農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害について）」

(5) 中間指針第四次追補（乙C1の4）

平成25年12月26日付け「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）」

ア 対象者

i) 帰還困難区域内の住居に居住していた者又は居住制限区域ないし避難指示解除準備区域の一部に居住していた者、及びii) 上記i) 以外の地域に居住していた者を対象者とする。

イ 賠償の対象とすべき精神的苦痛の内容

これらの区域については、避難指示解除及び帰還の見通しすら立っておらず、被害者が早期に生活再建を図るためには、見通しのつかない避難指示解除の時期に依存しない賠償が必要であるとの考えのもと、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされたことによる精神的苦痛等」を一括して賠償することとした。

ウ 賠償の内容

避難指示区域の第3期において賠償すべき精神的損害の具体的な損害額は、帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域については、第二次追補で帰還困難区域に設定された地域に居住していた避難者について示された一人当たり600万円に1000万円を加算した額から、この600万円を月額に換算した場合の将来分

(平成26年3月以降)の合計額を控除した額を賠償するものとし、それ以外の地域については、第三期における賠償額を引き続き一人当たり月額10万円を目安とするとした。

- 5 放射性物質及び放射線の人体に対する影響の一般論(甲B1ないし4, 乙B1, 5, 7, 17ないし23, 39ないし41, 43ないし49, 乙C2, 50, 丙B2, 5の1, 原審における検証の結果)

(1) 放射性物質の意義

放射性物質とは、放射線を放出させる能力を有する物質をいう。放射線は、衝突する生体に対して、原子や分子を電離及び励起させる等の壊変作用を及ぼし、生体の細胞、組織及び器官に影響を及ぼす。具体的には、細胞内の酵素機能の低下とそれによる細胞の機能低下、細胞分裂の遅れ及び遺伝子の損傷等の影響が生じる。

放射性物質から放射線を受ける作用を「被ばく」といい、人体に対する被ばくは、地表にある放射性物質や空気中に浮遊する放射性物質、あるいは衣服や体表面についた放射性物質等により、人体の外側から人体の外表面に対して影響を受ける「外部被ばく」と、放射性物質を含む食物等を飲食したり、大気中の放射性物質を呼吸により吸入し、あるいは皮膚から吸収したりした結果、体内から放射性物質の影響を受ける「内部被ばく」の2種類が存在する。

放射線は目に見えず、匂いもないため、人間が五感の作用で感じることはできないが、存在する放射性物質の種類及び量並びに放射性物質が出す放射線の種類及び強さは、専用の測定器を使用して計測することができる。

ある放射性物質が、放射線を放出させる能力のことを「ベクレル(Bq)」という単位で示し、人体が影響を受ける放射線被ばく線量のことを「シーベルト(Sv)」という単位で示している。

放射線の一種である γ (ガンマ)線の空間中の量を測定した数値を空間線

量率といい、これは、1時間当たりのマイクロシーベルト (μSv) で示される。空間線量率の測定機器は、地上1m前後の高さに設置されることが多いが、その理由は、成人についてこの高さに重要な臓器があることによる。

(2) 放射線の人体への影響

ア 放射線を受けた人体への影響の内容としては、身体的影響と遺伝的影響の2種類がある。

(ア) 身体的影響は、放射線の影響を受けてから数週間以内に症状が現れる急性影響と、数か月ないし数年後に症状が現れる晩発影響とに分けられる。急性影響による症状は、紅斑や脱毛、吐き気、全身倦怠感などであり、晩発影響による症状は、白内障やがんなどである。

これらの影響は、受けた放射線の種類、放射線量、受けた体の部位及び範囲等によって異なり、一般に、発がんの相対リスクは若年ほど高くなる傾向があることや、男性よりも女性が放射線への感受性が高いこと、胎児期は放射線感受性が高く、妊娠のごく初期（着床前期）に被ばくすると、流産が起こることがある。

また、内部被ばくの場合、放射性物質が蓄積しやすい臓器ないし組織では被ばく線量が高くなり、蓄積しやすい臓器ないし組織の放射線感受性が高い場合、放射線による影響が出る可能性が高くなる。具体的には、放射性ヨウ素は甲状腺に蓄積しやすいという特徴がある。そして、いったん放射性物質が体内に入ると、排泄物と一緒に体外に排泄され、又は、時間の経過とともに放射線が弱まるまで、人体は放射線の作用を受けることとなる。

(イ) 遺伝的影響は、精子や卵子の遺伝子が放射線の作用により壊変し、障害を有する子が誕生するリスクを指している。

イ 確定的影響と確率的影響

放射線の人体に対する影響については、確定的影響と確率的影響の二つ

の分類が存在する。

(ア) 確定的影響とは、ある一定量（しきい線量，しきい値）以上の放射線の作用により，細胞が損傷を受けたことが原因で生じるものであり，放射線量が多ければ多いほど症状が重篤になることが知られている。確定的影響は，現在における疫学的調査の結果を基にすれば， 100mSv を超える放射線量を短時間に被ばくした場合にその影響が生じることが知られている。

(イ) 確率的影響とは，一定量以上の放射線を受けると必ず影響が生じるというものではなく，受ける放射線量が多ければ多いほど影響が生じる可能性が高まるものをいう。これは，放射線量が多いから症状が重篤になる性質のものではなく，放射線量の増加に応じて影響の生じる確率が増加するものである。

ウ 急照射と緩照射

同程度の放射線量であっても，これを急激に受ける場合（急照射）と時間をかけて緩やかに受ける場合（緩照射）とでは，後者の方が受ける影響の度合いは少ない。これは，後者の場合，放射線被ばくにより細胞内の遺伝子が損傷したとしても，細胞の持つ修復機能によって回復する時間的余裕があるからである。そして，前記のとおり，短時間における高い放射線量の被ばくは，人体に対して確定的な影響を及ぼす。

6 放射線に関する科学的知見及び国際合意の内容等（甲B1ないし4，乙B1，17，39ないし41，乙C25，調査嘱託の結果）

(1) ICRP勧告等（甲B1ないし4）

国際放射線防護委員会（ICRP）は，放射線防護の基本的な枠組みと防護基準を勧告することを目的として，国際X線ラジウム防護委員会が昭和25年に改組された機関である。

ICRPは，放射線防護に関する基本的な枠組み及び防護基準について勧

告を行っている。

ア 放射線防護に対する考え方（甲B2ないし4，丙B13）

ICRP1990年勧告は、職業被ばくの線量限度として、いかなる1年間にも実効線量は50mSvを超えるものではないとの付加条件付きで、5年間の平均値が年当たり20mSv（5年間で100mSv）、生涯実効線量が1Svを超えないこととしている。ICRP1999年勧告は、現在ある被ばくの原因に影響を与えて総被ばくを減らす活動である介入について、ほとんど常に介入を正当化できる一般参考レベルを現存年線量で100mSv以下、正当化されそうにない介入に対する一般参考レベルを現存年線量で10mSv以下としている。また、ICRPは、放射線防護について、被ばくの可能性、被ばく者の数、被ばく者の個人線量の大きさは、経済的及び社会的要因を考慮し合理的に達成できる限りにおいて低く保たれるべきであるとの原則（防護の最適化の原則）を採用しており、ICRP2007年勧告は、この原則に基づき、本件事故のような状況下（緊急事態における被ばく及び緊急事態後の長期被ばくの状況における、公衆被ばく（職業被ばくでも医療被ばくでもない状況下における被ばく）の状況）において、防護計画を策定する際、年間の被ばく量として許容される放射線量（参考レベル）については、①参考レベルの最大値を、確定的影響とがんの有意なリスクの可能性が高くなる値である100mSvとすること、②放射線量の値域を、i）緊急時被ばく状況（ある行為を実施中に発生し、至急の対策を要する不測の状況をいう。）として20mSvないし100mSv、ii）現存被ばく状況（自然バックグラウンド放射線やICRP勧告の範囲外で実施されていた過去の行為の残留物などを含む、管理に関する決定をしなければならない時点で既に存在する状況をいう。）として1mSvないし20mSv、iii）計画被ばく状況（廃止措置、放射性廃棄物の処分、及び以前の占有地の復旧を含む、線源の計画的操業を伴う日常的状況をいう。）

として1 mSv以下の3段階に分類して計画を立てることを提案している。なお、原子力事故の後の汚染された土地における生活は、現存被ばく状況の典型的なものとし、関係する個人は、被ばく状況に関する一般情報と、その線量の低減手段を受けるべきであるとされており、ICRPは、「原子力事故または放射線緊急事態後の長期汚染地域に居住する人々の防護に対する委員会勧告の適用」において、自助努力による防護対策として、住民が直接関わる環境からの放射線被ばく特性（居住場所の周辺線量率および食品の汚染）のモニタリング、自分の外部被ばくと内部被ばくのモニタリング、自分が責任を負う人々（例えば小児や高齢者）の被ばくのモニタリング及び被ばくを低減するために自分自身の生活様式を状況に応じて適応させることを主たるものとして掲げている（甲B4）。

イ 直線しきい値なしモデル（甲B1ないし3）

ICRPの1977年勧告においては、個人が受けた線量と放射線被ばくにより誘発される特定の生物効果との関係性は複雑であり、今後多くの研究を要すると前置きをした上で、委員会勧告の基礎として、「（放射線被ばくによる）確率的影響に関しては、放射線作業で通常起こる被ばく条件の範囲内では、線量とある影響の確率との間にしきい値のない直線関係が存在する」ことを基本的な仮定の一つとした（甲B1・10頁）。

上記の考え方は、その後のICRP勧告においても維持され、1990年勧告においては、「生体防御機構は、低線量においてさえ完全には効果的でないようなので、線量反応関係にしきい値を生ずることはありそうにない。」

（甲B2・19頁）と記載され、2007年勧告においても、「約100 mSvを下回る低線量域では、がん又は遺伝性影響の発生率が関係する臓器及び組織の等価線量の増加に正比例して増加するであろうと仮定するのが科学的にもっともらしい、という見解を支持する」、「委員会が勧告する実用的な放射線防護体系は、約100 mSvを下回る線量においては、ある一定の線量

の増加はそれに正比例して放射線起因の発がん又は遺伝性影響の確率の増加を生じるであろうという仮定に引き続き根拠を置くこととする。この線量反応のモデルは一般に「直線しきい値なし、仮説またはLNTモデルとして知られている。」(甲B3・17頁)と記載されており、UNSCEARの見解とも一致する旨が指摘されている。

もっとも、ICRPは、直線しきい値なしモデルについて、「委員会は、LNTモデルが実用的なその放射線防護体系において引き続き科学的にも説得力がある要素である一方、このモデルの根拠となっている仮説を明確に実証する生物学的/疫学的知見がすぐには得られそうにないということを強調しておく。」、「低線量における健康影響が不確実であることから、委員会は、公衆の健康を計画する目的には、非常に長期間にわたり多数の人々が受けたごく小さい線量に関連するかもしれないがん又は遺伝性疾患について仮想的な症例数を計算することは適切ではない」としており、このモデルが科学的に実証されたものではない旨を記載している(甲B3・17頁)。

(2) リスク管理WG報告書(乙B1)

ア 本件事故後、原発事故の収束及び再発防止担当大臣である細野豪志の要請に基づき、放射性物質汚染対策における低線量被ばくのリスク管理を適切に実践するために、国際機関等により示されている最新の科学的知見等を踏まえ、現場において被災者が直面する課題を明確化し対応することの必要性から、国内外における科学的知見及び評価の整理、現場の課題の抽出、今後の対応の方向性の検討等を行う場として、放射性物質汚染対策顧問会議の下、低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ(リスク管理WG)が設置された。

イ リスク管理WGは、平成23年12月、リスク管理WG報告書を取りまとめ、公表した。リスク管理WG報告書には、主に、①一審被告国等による避難指示の基準とされている年間20mSvという数値について、健康

影響の観点からいかに評価できるか、②本件事故後の緊急的状況が収束していく中、長期間にわたり低線量被ばく状況に向かい合わなければならない避難者、特に子供及び妊婦に対し、いかなる対応が必要か、③避難者が帰還するに当たり、低線量被ばくの健康リスクに関する放射性物質や線量の情報をいかに適切に伝えるかについて、当時における科学的見地からの評価が整理され、まとめられた。

ウ リスク管理WG報告書の記載内容

リスク管理WG報告書は、報告書を作成するに当たって国際的に合意されている科学的知見として、UNSCEAR、WHO及びIAEA等が作成した報告書を掲げるとともに、以下の趣旨の報告をしている。

(ア) 現在の科学で判明している健康影響

a 低線量被ばくのリスク

UNSCEARの報告書の中核をなす広島及び長崎の原爆被ばく者に対する疫学調査の結果によれば、被ばく線量が100mSvを超過するあたりから被ばく線量に依存して発がんリスクが増加することが示されており、他方、100mSv以下の被ばく線量の場合は、被ばくによる発がんリスクは他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは困難である。また、現時点における疫学調査以外の科学的手法では、上記発がんリスクは解明されていない。

被ばくから発がんまでには長時間を要することから、100mSv以下であっても持続的な被ばくがある場合には、より長時間が経過した状況で発がんリスクが明らかとなる可能性があるとの意見もある。

b 子供及び胎児への影響

高線量被ばくにおいては、それによる発がんリスクは成人と比較して小児期及び思春期の子供の方がより高いとされている。

低線量被ばくにおいては、年齢層の相違による発がんリスクの差は明らかでなく、また、放射線の遺伝的影響についても、現在までに影響があることは検出されていない。

c 生体防御機能の点からの指摘

生体防御機能（抗酸化物質，DNA損傷修復，突然変異細胞除去，がん細胞除去等）との関連では、低線量被ばくであってもDNAが損傷されることにより、その修復の際に異常が生じて発がんするメカニズムがあるという指摘がされている。

他方、低線量であればDNA損傷の量も少なく修復の正確さと同時に生体防御機能が十分に機能すると考えられることから、発がんリスクは増加しないという指摘もされている。

d 長期にわたる被ばくの健康影響

上記aの100mSvは短時間における放射線被ばくを想定しており、低線量率の環境下で長期間にわたって継続的に被ばくし、積算量として合計100mSvを被ばくした場合は、短時間における同程度の被ばくと比較して健康影響が小さいと推定されている（線量率効果）。

(イ) 放射線による健康リスクの考え方

放射線防護や放射線管理の立場からは、低線量被ばくであっても、被ばく線量に対して直線的にリスクが増加する（直線しきい値なしモデル）という考え方を採用する。もっとも、上記の考え方は、科学的に証明された真実として受け入れられているのではなく、科学的な不確かさを補う観点から、公衆衛生上、安全側に立った判断として採用されたものである。

(ウ) 避難指示の基準である年間20mSvの基準について

年間20mSvの被ばくによる健康リスクは、他の発がん要因によるリスクと比較しても十分低水準であって、放射線防護の観点からは防護

措置を通じて十分リスクを回避できる水準である。

(3) 電離放射線に係る労災認定基準(乙C50, 原審における調査嘱託の結果)

本件事故発生の前後を通じて、厚生労働省が各都道府県労働基準局長に対して通用すべきものとして発出している電離放射線に係る疾病の業務上外の認定基準においては、白血病の認定要件の、電離放射線に被ばくした相当量を年間5mSvとしており、実際に、原子力発電所で業務に従事した労働者であって、累積被ばく線量が5.2mSvの者について、白血病の労災が認定されている。

なお、上記認定基準に関し、平成23年11月10日開催の原賠審第16回において、原賠審の委員である大塚直が、「既にあるもので、放射線管理区域という、例えば5mSvというのがあるわけですけども」、「放射線管理区域という職業ばく露のもので、5mSvというのが既に決まっていたことを考えると、20mSv以下だったら自主的に避難することが合理的でないということにはならないと思う」と発言したところ、原賠審の委員である田中俊一から、5mSvの放射線管理区域の問題と同様の考え方を取ると、被ばく線量の基準がわからなくなって混乱する、原賠審において被ばく線量の基準まで決めることは、少し行き過ぎている旨の発言があり、これを受けて、大塚直は、上記放射線管理区域に係る発言は、いくつかの要素の中に被ばく放射線量も入るのではないかという趣旨である旨の発言をしている。また、原賠審の委員である中島肇から、振り返ると平成23年4月22日が最終的な決定になっているが、同日の時点に立ってみると、被告国の避難指示が半径20kmから半径30kmに変わった経験や、政府の発表に対する不信感もあったというようなこともあり、まだこれが最後ではないかもしれないという恐怖心があったかもしれず、同日に避難の理由が恐怖心から放射線量への回避に質的に変化したと完全に言い切れるかどうか、疑問がある旨の発言があった。

(4) 一審被告国の避難指示解除の考え方 (乙C25)

一審被告国は、平成23年12月26日、避難指示解除準備区域を指定するにつき、以下の考え方を示した。

空間線量率で推定された年間積算線量が20mSvの被ばくのリスクについては様々な議論があったが、年間20mSv以下については、健康リスクは喫煙や飲酒、肥満、野菜不足など他の発がん要因によるリスクと比較して十分に低いものであり、除染や食品の安全管理の継続的な実施など適切な放射線防護措置を講ずることにより十分リスクを回避出来る水準であることから、今後より一層の線量低減を目指すに当たってのスタートとして用いることが適当であるとの評価が得られた。こうした議論も経て、今回の区域の見直しに当たっても、年間20mSv基準を用いることが適当であるとの結論に達した。

(5) UNSCEAR報告書 (乙B17, 39ないし41)

UNSCEARは、国際連合加盟国が任命した科学分野の専門家で構成される国際連合内の委員会である。

UNSCEARは、平成25年10月に年次報告書を国連総会に提出し(UNSCEAR国連総会報告書)、その後、平成26年4月に、UNSCEAR国連総会報告書についての科学的附属書A「2011年東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響」(乙B40, UNSCEAR福島報告書)を公開した。また、UNSCEARは、UNSCEAR福島報告書刊行後の追加情報等を踏まえ、「東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響に関する2013年報告書刊行後の進展」と題する白書(乙B41, UNSCEAR2015年報告書)を公開した。これらには、本件事故による健康への影響等に関連して、以下の記載がある。

ア UNSCEAR国連総会報告書 (乙B17)

(ア) 本件事故の放射線被ばくによる死亡あるいは急性の健康影響はない。

(イ) 住民及びその子孫において今回の事故による放射線に起因する健康影響について増加が認められる見込みはない。最も重要な健康影響は、心理的あるいは社会福祉的なものであるが、UNSCEARの権限外の事項である。

(ウ) 県民健康管理調査における甲状腺検査において、のう胞、結節及びがんの発見率の増加が確認されたが、高い検出効率によるものと見込まれる。本件事故の影響を受けていない地域において同様の手法を用いて検査を行った結果から、福島県内の子供の間における発見率の増加については、放射線の影響とは考えにくいと示唆される。

イ UNSCEAR福島報告書（乙B40）

(ア) 各被ばく経路の寄与度は、環境中及び食品中の放射性核種のレベルと組成を反映し、場所によって変動する。沈着密度が高い区域では、実効線量に占める降下物質による外部被ばくの割合が大きくなる。

福島県内では、20km圏内の避難区域に一部がかかる行政区画（南相馬市）と地表での沈着密度が高い行政区画（福島市、二本松市、桑折町、大玉村、郡山市、本宮市、伊達市）において、避難しなかった人としては最大の推定実効線量が得られ、事故直後1年間における成人の行政区画平均実効線量は2.5ないし4.3mSvの範囲であった。これらの行政区画では、実効線量に占める沈着放射性核種に起因する外部線量の寄与率が圧倒的に大きかった。1歳の幼児における本件事故発生直後1年目の平均実効線量は、成人の平均実効線量の2倍以内と推定された。また、臓器の吸収線量については、福島県内の避難対象外行政区画（UNSCEARが、避難が行われなかった福島県内の行政区画として整理した地域をいう。）では、事故直後1年間の推定甲状腺吸収線量が最も高かったのはいわき市と福島市の居住者であった。（29ないし30頁）

(イ) 被ばくは確定的影響のしきい値を大きく下回っており、このことは、放射線被ばくを原因として生じ得る急性の健康影響が報告されていないこととも一致している。(48頁)

(ウ) 被ばく集団での健康影響の発生率における一般的な放射線被ばくに関連した上昇は、基準となるレベルに比べて識別できるようになるとは考えられない。(49頁)

ウ UNSCEAR2015年報告書(乙B41)

(ア) UNSCEAR福島報告書の刊行後の新規刊行物を審査したところ、そのうち半数以上は同報告書で示した主要な仮定のいずれかを裏付けるものであった。さらなる解析又は追加調査による確実な証拠が必要なものもあったが、同報告書の主要な仮定に異議を唱えるものや、主な知見に影響を与えるものはなかった。(要約)

(イ) UNSCEAR福島報告書に記載されている線量推定値は、沈着した放射性核種に対する外部被ばくによる線量及び食品の摂取による内部被ばく線量を低減するための長期的な環境修復措置を考慮に入れていない。したがって、既に実際に受けた線量又は将来に受ける可能性のある実際の被ばく線量よりも、過大に評価されている可能性がある。(13頁)

(ウ) 日本の公衆の被ばく線量は、平成23年以降は有意に減少した。食品に含まれる放射性核種の継続的な摂取による内部被ばくからの総実効線量への寄与は小さく、再浮遊した放射性セシウムの吸入からの被ばくへの寄与はごくわずかである。個人線量計で測定された外部被ばく線量、又は線量率の測定及び個人の聞き取り調査から推定した線量は、UNSCEAR福島報告書で報告された情報と基本的に合致している。(14頁)

(エ) 本件事故当時に妊娠していた福島県の女性8600名を対象にした調査における望ましくない妊娠結果の発生率は、死産、早産及び低出生体重でわずかに低く、出生時異常でわずかに高くなっている。同調査の報告者ら

は、福島県において、出生に関して有害結果が過剰にあるとの明確な証拠はないと結論している。(19頁)

(オ) 新たな情報により、甲状腺調査における小結節、嚢胞及びがんの高い検出率は、集中的な集団検診及び使用機器の感度の高さによる結果であり、本件事故による放射線被ばくの増加の結果ではないとするUNSCLEAR福島報告書の記述についての重要性を高めている。(19頁)

(カ) 現在利用可能な方法では、将来の疾病統計において被ばくによる発生率の上昇(すなわち疾病発生頻度の上昇)を証明できない可能性が高いという考えを示すために「識別可能な上昇なし」という表現を使用している。UNSCLEAR福島報告書では、この表現が、リスクがないとする、あるいは被ばくによる疾患の症例が今後付加的に生じる可能性を排除するものではないと同時に、特定の集団においてある種のがんの生物学的な指標が見つかる可能性を否定するものではなく、さらに、かかる症例に伴う苦痛を無視するものでもないと明記(乙B40の58頁)されている。(32頁)

7 放射線被ばくに関する報道状況及び内部被ばく防止措置等

本件事故発生後、福島県内を中心に発行している地元紙を始め、全国紙やインターネットニュースにおいて、本件原発周辺では他の地域に比べて高い放射線量が観測されていること、本件事故発生の直後、本件事故が原因で福島県内の約8万人の住民が避難したこと、数百人が被ばくをした可能性があること、放射性物質を含むいわゆる「汚染水」が地上タンクから漏出していること、余震が収まっていないこと、本件事故の復旧作業には長時間を要することなどが連日のように報道された。

他方で、本件事故による被ばくの人体への影響の有無については、福島県内で測定されている放射線量程度では人体への影響はないこと、発がんリスクは一度に高い放射線被ばくを受けない限りは高まらないと考えられていること、

胎児に対する悪影響を懸念する必要性はないことなどが報道され、原災本部は、本件事故に基づく被ばくに対しては冷静に対応し、過度に心配すべきではないと呼びかけた。(甲B6, 甲B9, 乙B18ないし23(各枝番))

8 一審被告国による内部被ばく防止措置等

(1) 一審被告国は、平成23年3月17日、都道府県知事等に対し、原子力安全委員会から示された指標値を暫定規制値とし、これを上回る食品については、食用に供されないよう販売その他について十分処置されたいとの通知を発するとともに、同月21日以降、原災法に基づき、福島県内において、葉菜類の一定の食品に係る摂取制限措置及び原乳、野菜類等に係る出荷制限措置を講じた。

同年4月4日、厚生労働省は、当分の間、上記暫定規制値を維持することを公表するとともに、同日付けで、地方自治体に対し、農畜水産物等について放射性物質検査の計画の策定及び実施を求めた。地方自治体の実施した放射性物質検査の結果は、厚生労働省が設置するウェブサイトにおいて公表されるとともに、農林水産省が設置するウェブサイトにおいても、農産物に含まれる放射性セシウム濃度の検査結果が公表された。

その後、一審被告国は、より一層食品の安全と安心を確保するため、長期的な観点から、放射性物質を含む食品からの被ばく線量の上限を年間5mSvから年間1mSvに引き下げ、これを基に放射性セシウムの基準値を設定し、平成24年4月1日から施行した。一審被告国は、その旨及び100mSv未満の低線量による放射線の影響は、科学的に確かめることができないほど小さなものと考えられているなどとして、すべての者にとって、安全が確保されている旨を、厚生労働省の設置するウェブサイト上で情報提供した(乙B43ないし49)。

(2) 一審被告国は、平成23年3月23日、経済産業省のウェブサイトにおいて、「避難・屋内退避区域外にお住いの皆様へのQ&A」を公表し、微量な放

射能が検出されている地域があるが、雨に濡れても健康に影響を及ぼすレベルではないこと、井戸水を飲んでも健康に影響を及ぼすレベルでないこと、出荷制限品目以外の葉菜類は食べても問題のないことなどを伝えるとともに、同年4月、厚生労働省のウェブサイト及び同省発行のパンフレットを通じて、上記区域外における放射線量の被ばくでは胎児や乳児に影響はないこと、水道水は妊娠中の者や子供にとっても安全であることを発表した（乙B20、22）。

また、原災本部は、同年3月以降、屋内退避区域（本件原発から20kmから30km圏内）の避難所に居住する住民及び本件原発から30km以遠に居住する住民それぞれを対象として、放射線の人体への影響に関する情報を提供するため、ニュースレターを発行した（乙B21（枝番））。

さらに、福島県知事も、平成23年3月以降、県のウェブサイトに、県内各地で大気中から通常より高い値の放射能が検出されているが、人体への影響は限りなくゼロに近いとの評価があり、落ち着いて行動すること、安全性が確認されている県産農作物については安心して利用できることを呼びかける記事を掲載した（乙B23の1、2）。

第2 被侵害利益及び精神的損害について

何人も、自己の選択した居住地及びその立地する周辺環境において、自己の選択した仕事に従事しながら、放射線被ばくの恐怖や不安を感じることなく平穏な日常生活を送り、地域や職場のコミュニティの中で周りの人々との各種交流等を通じて、自己の人格を形成、発展させるという人格的利益を有すると解される。しかし、本件事故が発生したことにより政府等によって避難指示が発せられ、避難を余儀なくされた者は、平穏な日常生活を侵害され住み慣れた生活の本拠からの移転を余儀なくされ、それに伴って職を失ったり、変更したりせざるを得なくなるとともに、将来の見通しの立たないことによる不安を感じながら慣れない土地での不便な避難生活を強いられることになる。そして、このことは、政府等に

よる避難指示等によらないで生活の本拠から退去した者についても、一般人の感覚に照らして、その避難に合理性が認められ、避難と本件事故との間に相当因果関係が認められる場合には同様である。このような人格的利益（以下、このような利益を包括して「平穩生活権」という。）は、憲法13条、22条1項等に照らし、原賠法上においても保護されるべき利益というべきであり、その中には、一審原告らが「ふるさと喪失」と主張する避難前に有していた地域やそこで暮らす人々とのつながりの喪失も含まれるものである。

第3 本件事故と避難による損害との間の相当因果関係について

1 基本的な考え方

- (1) 一審原告らの請求は、原賠法に基づき本件事故による放射線に起因する原子力損害の賠償を求めるものであるから、本件事故と避難による損害との間の相当因果関係の有無を判断するに当たっては、一審原告らの従前の住居地における放射線量が被ばくへの不安や恐怖を感じる程度のものであるか否かが検討されなければならない。
- (2) そこで、まず、一審被告国が避難指示等の基準とした放射線量の合理性について検討する。前記認定事実によれば、一審被告国は、当初、本件原発等からの距離に基づいて、本件原発から20km圏内（3km圏内、10km圏内から順次拡大）、福島第二原発から10km圏内を避難指示区域とし、本件原発から半径20ないし30km圏内（10km圏内から拡大）を屋内退避指示区域としたこと、その後、本件事故による空間放射線量のモニタリング情報等に基づいて、20mSvを避難指示の指標とすることとし、本件原発から半径20km圏内（兼警戒区域）及び福島第二原発から半径8km圏内を避難指示区域、本件事故発生から1年間の積算線量が20mSvに達するおそれのある地域を計画的避難区域、本件原発から半径20ないし30kmで計画的避難区域に該当しない地域を緊急時避難準備区域としたこと、平成23年6月16日には本件事故発生から1年間の積算線量が20mSvを超

えると推定される地点の存在が判明したことから、当該特定の地点を「特定避難勧奨地点」としたこと、平成23年12月26日の本件見直し指示により警戒区域及び避難指示区域を、帰還困難区域（長期間、具体的には5年間を経過してもなお年間積算線量が20mSvを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50mSv超の地域）、居住制限区域（年間積算線量が20mSvを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を求める地域）及び避難指示解除準備区域（年間積算線量が20mSv以下となることが確実であると確認された地域で、当面の間は引き続き避難指示が継続されるが住民の一日でも早い帰還を目指す地域）に見直したことが認められる。

- (3) 以上のとおり、一審被告国による避難指示等は、放射線量のモニタリング情報等が入手できるようになってからは、年間積算線量20mSvを基準とするものであるところ、この年間積算線量20mSvの基準としての合理性をみると、前記認定事実のとおり、①100mSv以下の被ばく線量の場合は、被ばくによる発がんリスクは他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは困難であるとされていること（リスク管理WG報告書）、②ICRPは、職業被ばくの線量限度として、いかなる1年間にも実効線量は50mSvを超えるものではないとの付加条件付きで、5年間の平均値が年当たり20mSv（5年間で100mSv）、生涯実効線量が1Svを超えないことを勧告していること、③ICRPは、ほとんど常に介入を正当化できる一般参考レベルを現存年線量で100mSv、正当化されそうにない介入の一般参考レベルを現存年線量で10mSvと勧告していること、④緊急時被ばく状況における最大残存線量の参考レベルについて、20ないし100mSvのバンドの中にある旨の見解を示していること、⑤年間20mSvの被ばくによる健康リスクは、他の発がん要因によるリスクと比較しても十分低水準

であって、放射線防護の観点からは防護措置を通じて十分リスクを回避できる水準であるとされていること（リスク管理WG報告書）、⑥放射線防護や放射線管理の立場からは、低線量被ばくであっても、被ばく線量に対して直線的にリスクが増加する（直線しきい値なしモデル、LNTモデル）という考え方を採用するものの、この考え方は、科学的に証明された真実として受け入れられているのではなく、科学的な不確かさを補う観点から、公衆衛生上、安全側に立った判断として採用されたものであるとされていること（リスク管理WG報告書）によれば、一審被告国が年間積算線量20mSvをもって避難指示の基準としたことが不合理なものであったということとはできない。

- (4) しかし、ICRPは、仮説を明確に実証する生物学的／疫学的知見がすぐには得られそうにないとしながらも、100mSvを下回る線量においても線量の増加に比例して放射線起因の発がん又は遺伝性影響の確率が増加するという直線しきい値なしモデル（LNTモデル）を採用しており、ICRP勧告は、1mSvないし20mSvの放射線量の値域を現存被ばく状況（原子力事故の後の汚染された土地における生活は、この種の典型的な状況とされる。）と位置づけ、関係する個人は、被ばく状況に関する一般情報と、その線量の低減手段を受けるべきであるとし、ICRPの「原子力事故または放射線緊急事態後の長期汚染地域に居住する人々の防護に対する委員会勧告の適用」においても、自助努力による防護対策として、住民が直接関わる環境からの放射線被ばくの特徴（居住場所の周辺線量率および食品の汚染）のモニタリング、自分の外部被ばくと内部被ばくのモニタリング、自分が責任を負う人々（例えば小児や高齢者）の被ばくのモニタリング及び被ばくを低減するために自分自身の生活様式を状況に応じて適応させることを求めている。また、職業被ばくに関するものではあるが、我が国の電離放射線に係る疾病の業務上外の認定基準においては、白血病の認定要件が電離放射線に被ばくした相当量を年間5mSvとされている。さらに、緊急事態下でやむを

得なかったとしても、一審被告国の避難指示の対象区域等も徐々に拡大された状況にあり、一審原告らが一審被告国の指示に不安を抱いたとしてもやむを得ない面がある。

以上の点を考慮すると、年間20mSvを超えない地域に居住していた避難者が抱いた放射線被ばくへの不安や恐怖が単なる漠然とした主観的な不安や恐怖であって、何ら客観的根拠に基づかないものであるとして、一律に避難の合理性を否定し、本件事故と避難との間に相当因果関係がないとすることは相当ではなく、当該避難者が居住していた地域における放射線量の状況、本件原発からの距離、避難の時期、避難者又は家族の属性（放射線に対して感受性が高いとされている年少者や妊婦であるか否かなど）等を総合的に考慮し、避難の選択が一般人の感覚に照らして合理的であると評価できる場合には、避難の合理性が認められ、本件事故と避難との間に相当因果関係があると認めるのが相当である。

2 避難指示等対象区域からの避難について

帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に居住していた住民は、一審被告国の指示を受けて避難元住居から退避したものであるから、本件事故とその避難との間に相当因果関係があることは明らかである。南相馬市は、平成23年3月16日に独自の判断で、市民に対し一時避難を要請し、同年4月22日に帰宅を許容する見解を示しているところ、南相馬市の上記要請に従った避難についても同様に解するのが相当である。

3 緊急時避難準備区域からの避難について

政府は、平成23年4月22日、屋内退避指示を解除し、広野町、楡葉町、川内村、田村市の一部及び南相馬市の一部であって、本件原発から半径20km圏内を除く区域を緊急時避難準備区域に指定したところ、緊急時避難準備区域とは、政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して「緊急時の避難」又は「屋内退避」が可能な準備をするよう指示した区域であり、当該区域内の